

東部中学校区“新しい小学校”の名前の選定について(案)

(趣旨)

- 1 東部中学校区“新しい小学校”の学校名募集に応募された校名案の中から、校名(候補)を選定するため必要な事項を定める。

(選定基準)

- 2 選定基準は次のとおりとする。
 - (1)東部中学校区の“新しい小学校”としてふさわしい名称であること。
 - (2)校区の児童、生徒、保護者及び地域が、将来にわたって親しみや愛着を持てる名称であること。
 - (3)漢字、ひらがな、カタカナ等、文字の種類は問わない。
 - (4)現在の小学校名も排除しない。
 - (5)校名案の思いや理由も参考にする。

(選定方法)

- 3 選定方法は、第1次選定、第2次選定により行い、その手順は次のとおりとする。
 - (1)第1次選定
 - ①「東部中学校区学校活性化協議会 総務部会」において、選定基準に基づき、応募のあった校名案の中から3点から5点程度を校名候補として選定する。
 - ②総務部会委員による投票の上、総合的に判断して決定する。
 - (2)第2次選定
 - ①「東部中学校区学校活性化協議会」において、総務部会で選定された校名候補の中から1点を選定する。
 - ②活性化協議会委員による投票の上、総合的に判断して決定する。